

〈論文〉

## ベトナムのストリートチルドレン問題から日本の子ども虐待問題へ —市民社会による問題解決の可能性を探る—

吉井 美知子

### 要 約

本研究ではベトナムのストリートチルドレン（以下 SC と呼ぶ）問題と日本の子ども虐待問題の比較から市民社会による児童問題解決への可能性について探る。ベトナムの市民社会が問題解決に一定の成果を上げていることを検証し、日本の市民社会がそこから学ぶべきことを提示したい。

ベトナムではホーチミン市を、日本では大阪を調査フィールドに設定、政府・自治体、民間の団体にて調査を行った。

ベトナムにおいては、市民社会が外国ドナーの支援を得て、社会福祉概念の普及や新たな SC ケア方法の導入に貢献してきた。日本では政府から民間団体への補助金を介して民間が政府の下請けサービス提供機関となり、市民から政府に対するアドボカシー活動が十分にできていない。

日本の市民社会は途上国ベトナムから学び、ベトナムでの「外圧」に替わる国内政治力をつけて、政府に対して政策提言を行うことにより、子ども虐待問題を解決していく方向性を取るべきである。

キーワード：ベトナム、ストリートチルドレン、子ども虐待、市民社会、政策提言

### はじめに

ベトナムではドイモイ政策により経済開放が進み、1990 年代初頭より急激な経済発展がみられる。しかし経済発展は同時に、ドイモイ以前にはなかった汚職、貧富の格差拡大などの社会問題を引き起こした。このうち子どもにかかわるものとして、ストリートチルドレン（以下 SC と呼ぶ）問題が最も深刻な社会問題の一つとして挙げられる。経済発展にもかかわらず、大都市の SC 数は増え続けている。

一方日本では、子どもにかかわる深刻な社会問題の一つとして、子ども虐待問題がある。児童相談所が受け付けた虐待通報件数は 2011 年度 59,862 件で、うち死亡ケースが 82 件である。通報件数は 10 年前に比して 2.6 倍になっているうえ、年々増加し続けている（厚生労働省 b）。新聞やテレビのニュースでも子ども虐待問題が頻繁に取り上げられ、社会の注目が問題に集まっている。

このようにベトナムの SC 問題と日本の子ども虐待問題は、どちらも子どもに関連したそれぞれの国の深刻な社会問題と位置付けられる。両国は発展途上国—先進工業国という発展段階の

違いのほかに、社会主義国—自由主義国という政治形態の違いを併せ持つが、それぞれの政府はどのように問題に対応しているのだろうか。また市民社会はどのように子どものケアや保護に動いているのか。そして子どものケアや保護をめぐる政府と市民社会との関係は、両国でどのように異なるのか。これらの疑問が本研究に着手する背景となっている。

## 1. 研究の目的

本研究では両国の比較から市民社会による児童問題解決への可能性について探ることを目的とする。両国政府がそれぞれの児童問題を深刻な社会問題と受け止め、解決の努力をしながらも、問題の深刻化に対処しきれていない実態は共通している。ここではベトナムの市民社会が一定の成果を上げていることを検証し、日本の市民社会がそこから学ぶべきことを提示したい。

ベトナムと日本を比較すると、その政治体制の違いによりそれぞれの市民社会のあり方が大いに異なる。ベトナムは社会主義国であり、共産党の一党独裁体制を取るため集会・結社の自由は厳しく制限される。多くのNGOが、公認されないまま恵まれない子どもたちのケアや保護の活動を行っている。他方、日本は自由主義体制を取り、集会・結社の自由が保障されている。NPO 法人登録をしない任意団体でも、法律を遵守する活動をしている限りにおいてその団体の存在自体が違法行為になるわけではない。

このように大きく異なる条件下にあるベトナムと日本の市民社会において、本研究の対象である児童問題の解決を目指した活動はどのような展開を見せているのか。より自由な活動ができる日本の市民社会がより進んだ取り組みを行っているかと断言できるだろうか。

さらにベトナムと日本の大きな相違点として、前者は開発途上国、後者は先進工業国という経済発展段階の違いがある。ベトナムは途上国であるため、その社会開発に当たり先進国のODA やグローバル市民社会などの海外ドナーからの支援を受けている。SC 問題の解決についても然りである。片や先進国日本はベトナムのような途上国を支援する側であり、緊急時を除き、通常は海外ドナーの支援を受けることはない。

児童問題の解決という活動分野において、海外からの支援の有無がベトナムと日本の市民社会の貢献にどのような影響を及ぼしているのだろうか。

本研究では以上のような疑問に解答を見出しながら、ベトナムのSC 問題、そして日本の子ども虐待問題への市民社会による解決の可能性を探ることとする。両国の現場のワーカーからNGO・NPO 幹部に至るまで、本研究の成果がわずかでも市民社会の活動のヒントとなれば幸いである。

## 2. 研究の方法

ベトナムではホーチミン市を、日本では大阪を調査フィールドに設定した。

ホーチミン市はベトナム最大の都市であり、SC 数も全国一である。政府も市民社会も、そして海外ドナーも皆、ホーチミン市のSC 問題には非常に注目している。同市はまた首都ではないこと、過去に自由主義体制を経験したことがあるという歴史的経緯から、市民が比較的自由に子どものケア活動に当たりやすいという条件も備えている。

大阪は西日本における経済の中心都市であり、首都東京からのコントロールに対して独立自主の気質を持つという点でホーチミン市と類似している。大阪は子ども虐待の通報件数で全国一（厚生労働省 b）であるが、同時に問題への対応に関しても、大阪の市民社会は全国に先駆け

て専門のNPOを設立するなど、最も先進的であるといえる（保坂 2011:132）。

ホーチミン市においては、SC問題の解決を専門とする政府施設やNGO施設の訪問調査を行うと同時に、SC問題解決を担当する政府幹部やNGO責任者に聞き取り調査を行った。大阪では自治体が運営する児童養護施設そして市民社会が運営する児童福祉施設を訪問調査するとともに、児童相談所幹部やもと幹部、そしてNPOの責任者に聞き取り調査を実施した。

調査はホーチミン市では2011年9月および2012年2月に、大阪では2011年7月および9月に実施している。ホーチミン市の調査では、子どものケアを行うNGOスタッフがコーディネーター兼助手として同行したが、聞き取りは通訳を介さず筆者が直接ベトナム語で行った。大阪では筆者が単独で調査を実施した。

### 3. 先行研究の検討

#### 3-1. 「市民社会」および「政府」の定義

市民社会の定義はそれだけで大部の研究書にもなるテーマであるが、本研究では一般的に用いられている簡潔な定義を参考に、「政府、市場とは独立した、特定の価値実現のために市民により自発的に組織化された多様な政治的・社会的活動の領域」を市民社会の定義とする。

本研究において調査対象とした市民社会組織は、サロモンの研究に従って次の5つの条件を満たすものとした。すなわち、1) 組織されていること、2) 民間であること、3) 利潤を分配しないこと、4) 自律していること、5) 自発性があることの5点である（Salomon et al. 2004:8）。団体がNGOやNPOとして正式に登録されているか否かは区別していない。

日本では通常、中央の政府と都道府県、市町村等の地方自治体を別々のアクターとしてとらえる。しかし本研究に限り、市民社会に対照させる概念としてこれらをすべて「政府」と見なすこととする。そのため中央の厚生労働省も、府立・市立の児童相談所もすべて「政府」機関と呼ぶ。

#### 3-2. ベトナムのストリートチルドレン問題

SCの定義は政府、国際機関、NGOごとに異なるものが使用されている。本研究では「経済的に困窮し、学校に通わず道端を中心とする場所で物乞い、屑拾い、物売り、荷物運び、靴磨き、スリ、かっぱらい等の営利活動を行う、あるいはそのような状況に陥る危険性を持ち、生来の能力を発揮する機会に欠ける18歳以下の子どもたち」をSCと定義する。

SCは住民票を持たず、小学校に登録もされず、1ヶ所に定住することもないので、その統計は非常に難しい。ホーチミン市における2011年の人数の統計は7,000名（The Committee for the Protection and Care of Children）から11,000名（Department of Labor, Invalids and Social Affairs, DOLISA）とばらつきがある。政府、民間を問わずどのケア団体も一様に、その数は増加傾向にあると断言している。

政府はSC問題を解決すべき重要な課題とし、数々の対策を実施している。先行研究では、政府の政策の特徴は、第1に「非常に整備の進んだ法的基盤」、第2に「概ね整備された行政機構」そして第3に「現場における不適切な政策実施」とであると表現している（吉井 2008:64-65）。そしてその原因が、国の3レベルに見られる問題であるとした。すなわち、現場レベルの公務員における「能力不足」、中間管理職における「個人の成績優先」そして国家レベルにおける「治安優先」のためであるとした（同掲書：69）。政府がSC問題を解決しようというとき、その真

の目的は「子どものため」ではなく、SCの数を減らし治安をよくして一党独裁体制の堅持につなげようという意図からである。

### 3-3. 日本の子ども虐待問題

子ども虐待問題は日本の子どもに関する社会問題のうちで最も深刻なもののひとつといえる。その先行研究も、医学、精神科、小児科、家族、法律、心理、保健、社会学、社会福祉、警察等々のさまざまな分野からのアプローチがある。そしてこれらの多くが起こったケースへの対応方法や将来に向けた防止の方策を提案している。

本研究は市民社会による問題解決への貢献に焦点を当てている。先行研究には、シングルマザー支援プログラムのような、個別の市民社会組織の活動を報告したり評価したりするものはあるが、問題解決のために日本の市民社会がどのように貢献する可能性があるかという総合的な視点を持ったものがない。

海外に目を向けると、個別の海外の市民社会組織の子どものケア技術を紹介した研究はあるが、当該国と日本の市民社会を総合的に比較したものではない。このように考えると、本研究は2つの異なる国の市民社会を比較しているという点で革新的である。

なお本研究で使用する「子ども虐待」の定義は、日本の平成十二年制定、平成二十三年改正の「児童虐待防止等の法律」第二条のそれに従う（厚生労働省 a）。

日本における子ども虐待の通報件数は1990年度の1,101件から、2000年度の17,725件、そして2010年の59,862件と急激に増加している。47の都道府県のうち、児童相談所での相談件数で2011年度には大阪府が5,711件でトップを占めている。また大阪は人口10万人当たりでの通報件数においても、86.88件と全都道府県の平均の2倍を上回るトップの座を占めている（厚生労働省 b）。

## 4. 結果

### 4-1. ベトナムの市民社会による活動とその成果

#### (1) 「社会福祉」概念の普及とソーシャルワーカーの養成

ベトナムは一党独裁の社会主義国である。社会主義国には原理的に社会福祉やソーシャルワーカーという概念がない。オアインは1975年から1985年のベトナムの状況を以下のように説明する：

(…) ひとたび社会主義が打ち立てられると、社会にはもはや問題はないとされる。(…) 社会福祉とソーシャルワーカーは、原理的に必要ない。ソ連と中国のモデルではソーシャルワーカーは存在しなかった (Oanh 2002:88)。

またオアインはドイモイ時代について次のように続けている。

(…) 1985年から1990年にかけて、国が門戸開放政策に転じ市場主義経済を導入し始めたとき、しばらく消えていた数々の社会問題が再登場した。第一に放置された都市の子どもたちの問題がある、(…) そしてその数は予想外の速さで増えていった (…) (同掲書：88 - 89)。

急激に増えるSCに対処しようと、政府は1975年以前に南ベトナムでソーシャルワーカーをしていた人材に助けを求める。引用したオアインもそのひとりである。同時に国際ドナーにも協力を呼びかけた。

FFSC (Friends for Street Children)<sup>i</sup> はベトナムのローカル NGO である。創立者のチャン・ヴァン・ソイ (Mr. Trần Văn Soi) 氏は 1990 年にスイスの NGO、HEKS<sup>ii</sup> より奨学金を得てフランスで 1 年間社会福祉を学んだ。帰国後に FFSC を設立、1994 年よりソーシャルワーカー養成のための奨学金給付の活動を始める。2011 年までに、ドイツの NGO、MISEREOR<sup>iii</sup> の資金で 750 名に奨学金を給付、学士レベルはホーチミン市で勉強、修士・博士レベルはフィリピンに留学させ、子どものケア現場や NGO に人材を送り込んだ。

この FFSC の事例は、児童問題の解決に向けて科学的知識を備えた有能な人材を輩出したという点で、市民社会の大きな貢献といえる。

女性学科という名称で社会福祉を教えていたホーチミン市開放大学では、1990 年代半ばにその名称を社会福祉学科に変更した。同時期にホーチミン市では他の 2 大学においても社会福祉学科が設立された。最後に、2011 年になって政府が「ソーシャルワーカー」を正式な職業分類として公認した。

2011 年 9 月に実施したホーチミン市労働・傷病兵・社会局 (Department of Labor, Invalids and Social Affairs, DOLISA) 局長、ヴォー・チュン・タム (Mr. Võ Trung Tâm) 氏への聞き取り調査では、氏自身が FFSC の支援でフィリピンに渡った社会福祉修士号保持者であることが判明した。ホーチミン市の SC 問題を担当する国家機関の責任者として、当然ながら問題の解決に社会福祉が必要であるということは強く認識している。

聞き取りでは、2011 年開始の労働・傷病兵・社会省 (Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs, MOLISA) の国家プロジェクトとして、国家公務員のなかから 6,500 人のソーシャルワーカーを養成するという説明があった。費用は外国ドナーから支援される。

このようにベトナムでは社会福祉の概念がまったくない状態から、市民社会が牽引する形で概念の普及と人材養成が行われ、政府がこれを追認し、ついには政府自身も養成に乗り出すという形で社会福祉とソーシャルワーカーが普及していった。市民社会による大きな成果である。



タム氏 (右) への聞き取り 2011 年齊藤撮影

## (2) 国際的なケア技術の導入

グローバル市民社会はベトナムでの子どものケアについて多くのノウハウを伝えて社会問題の解決に貢献してきた。ここでは 2 事例を挙げる。

- i FFSC (Friends for Street Children), 140/4 Vo Thi Sau, Dist.3, HCMC, Vietnam, <http://ffsc.exblog.jp/i0/>
- ii HEKS (Hilfswerk der evangelischen Kirchen Schweiz), Seminarstrasse 28, Postfach, Zurich, Switzerland, <http://www.heks.ch/en/metanavigation/home/>
- iii MISEREOR, Mozartstrasse, 9, 52064 Aachen, Germany, <http://www.misereor.de/>

① トゥードック少年村 (Làng Tiểu Niên Thủ Đức)<sup>iv</sup>

DOLISA が運営する国立の児童ケアセンターで、ホーチミン市の東郊にある。2.2 ha の広大な敷地内に 15 の小さなグループホームがあり、162 名の子どもたちのケアをしている。各ホームではひとりの「母」と 5 - 10 名の子どもたちが家族のように暮らしている。

村は 1991 年にマリナ・ピカソによって設立された。彼女は有名な画家ピカソの孫に当たる。2002 年まででドナーが撤退、以降は DOLISA が年間 40 万米ドルの運営費を負担して運営を続けている。

先行研究によると 1991 年時点での政府の SC ケア施設では、子どもたちは暴力的な管理を受けながら集団でケアされていた (吉井 2008:62-63) が、当少年村では当初より公務員を雇用し、これまで知られていなかったグループホーム式の家庭的なケア方法を実施してきた。その公務員がドナー撤退後もそのままの技術を用いてケアを続けている。

敷地内は緑あふれる美しい庭が広がり、一隅にはリゾートホテルまがいの水泳プールまであった。しかもそれが外国ドナーの方式そのままに管理、使用されている。



トゥードック少年村 2011 年斉藤撮影

② クリスティナ・ノーブル子ども財団 (Christina Noble Children Foundation, CNCF)<sup>v</sup>

CNCF はイギリス系の国際 NGO で、1991 年にベトナムで設立された。創立者のクリスティナ・ノーブルは自身もアイルランドのもと SC という人物である。ホーチミン市第 3 区の住宅街に事務局があり、同じ敷地内で障害児および栄養失調児ケアセンター (Trung Tâm Nuôi Trẻ Khuyết Tật và Suy Dinh Dưỡng)<sup>vi</sup> を運営している。90 名の障害児の 24 時間ケアを行うが、スタッフ 52 名は全員がパートナーである DOLISA から派遣の公務員である。土地も DOLISA が提供しているが、運営費用は CNCF が負担する。

CNCF と DOLISA との契約は 10 年間の更新がされたばかりで、最短でも 2021 年までは活動が続く。設立時から 30 年になる計算である。

施設内部の様子や見学者への規則については西洋式で、写真撮影は子どものいないシーンでも禁止されている。内部の清潔さと美しさは周囲のベトナムの環境から完全に浮いている。古着や使い古しの玩具は寄付として受け付けられず、新品のみ可となっている。センターの年間運営費は 40 億ベトナムドン (2012 年 3 月のレートで 2 万 1000 米ドル) である。

iv Làng Tiểu Niên Thủ Đức, 18, Vo Van Ngan, Phuong Truong Tho, Dist. Thu Duc, HCMC, Vietnam

v Christina Noble Child Foundation, 38 Tu Xuong, Dist.3, HCMC, Vietnam, <http://www.cncf.org/en/home/index.php>

vi CNCF と同居所

CNCF 副所長のソン・トゥー・チン氏 (Ms. Son Thu Trinh) によると、ベトナム人公務員は障害児を人権尊重すべき対象と見ず、生命を維持するための最低限のケアしかしない傾向がある。NGO ではこの見方を変えようと、子どもたちを外出させたり、話しかけたり、音楽を聴かせたり、明るい色で子ども部屋を飾ったりする。そうするうちに少しずつ、政府も公務員も子どもの人権とは何かを理解し始める。

上に報告した 2 事例ではグローバル市民社会がベトナム政府とそのスタッフに対して、子どものケア技術や人権への理解を伝授することで貢献している。長年に渡り、DOLISA をパートナーとして共同で子どものケアセンターを運営することで技術移転をはかっている事例である。①のトゥードック少年村ではすでに外国ドナーが撤退し、DOLISA が単独で同様のケアを続けている。②の CNCF では外国 NGO がいまだに DOLISA への協力を続行し、技術移転と子どもの人権への啓発を続けているのである。

### (3) 政府による「社会化 (xã hội hóa)」の促進

DOLISA 局長のタム氏からの聞き取り調査では、政府が SC のケアの「社会化 (xã hội hóa)」を目指していることに言及があった。

2006 年実施の調査で、吉井は SC ケア活動を行う NGO に対して政府からかかる抑制について考察している。地元当局の命令により NGO の開く SC のための無料授業が停止になり、NGO が運営する SC シェルターで電気が理由なく切られる嫌がらせや、ケアセンターの閉鎖、さらには NGO 経営者の逮捕までもが事例として挙げられていた (吉井 2010:121-129)。

2011 年実施のフィールド調査では、子どものケアを専門とするローカル NGO を 6 団体訪問した。政府からの抑制はいまだに存在するが、数年前と比べて状況は改善し活動は以前よりも容易になったとすべての団体責任者が証言している。

DOLISA の進める「社会化」とは、社会のいろいろなアクターに SC のケアを任せて、国だけが対応する体制を自由化しようというもので、この政策のもとで子どものケアを専門とする NGO の活動は、いまだ完全自由とはいえないまでも年々容易になってきていることがわかる。これには市場経済化が進むなかで政府の社会福祉予算が逼迫し、子どものケアを社会に任せざるをえないという財政上の理由と、これまで自由が大きく制限されるなかで粛々と子どものケアを続けてきた市民社会の活動に一定の評価が与えられたという理由の両方があると考えられる。社会化＝自由化は市民社会が勝ち取った成果とも呼べるのである。

## 4-2. 日本の市民社会による活動とその成果

### (1) 民間の施設

日本では大阪の市民社会組織が運営する施設 2 ヶ所を訪問、調査した。

#### ① こどもの里<sup>vii</sup>

こどもの里は 1) 小規模住居型養護施設、2) 大阪子どもの家、3) 緊急一時宿泊所の 3 つの異なる機能を持つ施設である。1) は最大 6 名の子どもを里親として受け入れる制度で、大阪市から委託を受け予算を取っている。2) も大阪市からの委託で、放課後、週末および学休期間中の学童保育活動である。3) は施設独自の活動で、1) でカバーされない 2 - 3 名の子どもの 24 時間ケアを行う。

スタッフ 5 名と年間予算 2400 万円で、施設は年間約 30 名の子どもたちのケアを行っている。

vii こどもの里、〒 557-0004 大阪市西成区菰之茶屋 2-3-24, <http://www.k5.dion.ne.jp/~sato/>

施設は古い木造3階建ての家屋で、1階が事務所とプレイルーム、2階が台所と食堂、図書室、そして3階が寝室になっている。館長の庄保共子（しょうほ・ともこ）氏によると、最大の問題点は人手不足とのことである。正職員5名にパート2名が働くが、施設では人手不足のために地元の子どものニーズに応えた活動を展開しきれていない。給料が非常に安く、ボランティアも長続きせず、所長自身も含めた労働条件の改善が必要となっている。

庄保館長によると、政府の子ども虐待対応は、子どもだけを対象として、虐待をした親に対するケアがないことが問題である。メンタル問題や麻薬、アルコール、ギャンブル中毒の親が多く、問題解決には子どもと同じく親へのケアが必要である。



こどもの里 2011年 Tho Mai 撮影

## ② 山王子どもセンター<sup>viii</sup>

大正時代築の老朽木造家屋で、障害児を含む全13名の小学生の学童保育を行う。子どもの4名に1名は生活保護世帯から来る。

①と同様に人手不足が問題である。施設を卒業した子どもも障害があると就職できず、ここへ通い続けているためだ。運営は年間休日ゼロで働き続ける施設長の前島麻実（まえじま・まみ）氏の個人的な犠牲の上に成り立っている。

センターでは自治体からの補助金獲得のために走り回る状況で、政府に対して政策提言しようという視点は見られない。ひとりひとりの子どもの後を追うのが精いっぱいという状態が観察された。

### (2) 子ども虐待予防のNPO

児童虐待予防協会<sup>ix</sup>は大阪の認定NPOである。1990年に設立され、574名の会員と3名の常勤職員で年間5000万円の予算で運営されている。活動内容は大人および子ども用の電話ホットラインサービス、母親のグループケアの調整、自治体へのアドバイザー派遣、児童虐待防止のための啓発活動、セミナー開催や研究活動となっている。ホットラインには臨床心理士、保健師、看護師、大学教員等、専門性を備えたボランティアが対応している。

退職公務員、専門家、研究者やマスコミ関係者が増加する子ども虐待のケース数に問題意識を持ち、自分たちでこれを解決しようと協会を立ち上げたものである。大阪から始まり、同様

viii 山王子どもセンター、〒557-0001 大阪市西成区山王2-5-4, <http://www.5c.biglobe.ne.jp/~sannoh/>

ix 児童虐待防止協会、〒557-0001 大阪市中央区谷町7-4-15, <http://www.apca.jp/>

のNPOが全国の各都道府県にできていて共同アクションのためのネットワークを形成している。本協会の活動は、専門性と資金調達の可能性を備えた市民社会の力を感じさせる。

### (3) 専門家による学会

JaSPCAN (Japan Society for Prevention of Child Abuse and Neglect, 日本子ども虐待防止学会)<sup>x</sup> は子ども虐待の専門家を集めた学会である。1996年の設立、2011年の学会員数は2,632名で、年1回の研究集会と年間3号の研究雑誌の発行を行う。また学会内の部会のひとつに政策検討部会があり、政府への提言を行っている。

2011年12月の茨城での研究集会は広い会場で1,500名以上の参加者を集めて実施された。大学教員等の研究者よりも、現場のワーカーが多いことが他の学会と異なり特筆できる。

## 5. 考察

ベトナムでは、4-1.で述べたように市民社会の成果3点が観察された。1) 社会福祉概念の普及、2) 国際的なケア技術の導入、3) 社会化の促進の3点である。SCの数はいまだ増加傾向にあり問題は解決されていない。それでも児童問題の解決に向けて市民社会が一定の貢献をしている状況が明らかになったと結論できる。

他方日本では、市民社会組織におけるマンパワーと資金の不足が観察された。結社の自由があるにもかかわらず、日本の市民社会は政府の予算獲得に奔走し、政府に対してより効果的なケア方法等の政策提言するまでに至っていない。児童虐待予防協会やJaSPCANのような政策提言を行う組織があるが、それらは子どものケア団体とは別組織であり、ベトナムのようにケアを行いつつその方法と成果を示すことが提言につながるという図式になっていない。

両国を比較すると、子どものケア活動に関して基本的な違いがあることが分かる。ベトナムは発展途上国であることから、海外ドナーより資金調達する可能性を持つ。そしてドナーの側では、活動に必要な資金を提供するばかりでなく、同時に新しい社会福祉や子どもの人権の概念、あるいは新たな子どものケア技術を移転する。そしてまたベトナム政府に対して市民社会の活動の自由化を働きかける。

このような構造が日本では完全に欠如している。日本は先進工業国であるために、特別の場合を除き、海外から日本の子どもの施設に支援はしないのが普通である。そのため日本の市民社会は活動資金を国内で調達する必要に駆られ、事業収入を得つつ国内の他の市民社会組織や市民から寄付を募ることとなる。そしてそれらが十分でない場合は、政府や自治体からの補助金に頼ることになる。

そうすると日本政府は海外から子どものケア技術や政策改善の圧力は受けず、自国内の補助金を必要としている市民社会組織からも圧力を受けることはない。日本の市民社会組織の大きな関心事は、非常に限られた予算とマンパワーでいかに自分たちの組織や活動を存続させるかにある。政府や自治体に提出した共同プロジェクトの採否が団体存続のカギになっているからである。

### おわりに

日本政府や日本の市民社会組織は通常、ベトナムについて検討するときに自身をドナーの立場に置く。日本の開発業界の関係者は、ODA担当者であれ、民間の開発コンサルタントであれ、

---

x JaSPCAN, 〒106-8580 東京都港区南麻布 5-6-8, <http://www.jaspcan.org/>

NGO 活動家であれ、技術移転を日本からベトナムへの一方通行のものと考えている。そこではベトナムに関わる事柄はすべて改善すべきもの、そして日本の事柄はすべて手本とすべきモデルになる。

本研究の考察はこれとは逆方向の可能性を示唆している。日本もまたベトナムから学ぶべきことがある。ベトナムの市民社会が児童問題の解決により大きな成果を上げているなら、日本の市民社会はベトナムを手本としてそこから学ぶべきであろう。ベトナムが子どものケアに関して効果的な技術を海外のドナーから導入したのであれば、そして日本にそのような海外ドナーがいないのであれば、我々日本人は自分で海外へ出かけて行って新しい技術を学んでくる必要がある。そしてベトナムの政府が海外ドナーからの圧力により、より効果的な子どものケアを行うようになり、さらに市民社会の活動を自由化してきたのであれば、我々日本人はこの「外圧」に替わる「内圧」を自身の政治力により創り出す必要がある。

大阪の児童養護施設の所長は聞き取り調査の際、日本の子ども虐待問題の解決が遅れている理由について「我々は老人介護の分野では大きな進歩をした、なぜなら政治家たちにとって老人介護の問題は明日の自分自身の問題でもあったからだ。ところが子ども虐待問題は他人事と見なされて、政治的圧力が形成されていない。虐待の被害者も加害者も政治的に強い声を持たないからだ。」と説明している。

非常に幸運なことに、日本では自由に政治活動ができる。表現の自由も結社の自由もある。与党の党員でなくても政治力を発揮することができる。日本の市民社会はベトナムの市民社会のモデルを参考に、これらの自由をもっと利用して、ベトナムの「外圧」に替わる「内圧」としての政治力を発揮すべきだと考える。

## 謝 辞

調査に協力して下さったホーチミン市および大阪の関係者の皆様方に心よりお礼申し上げます。

本研究は日本学術振興会科学研究費、基盤研究(C)(23610004)「市民社会は児童問題の解決にいかん貢献できるか」をもとに実施した。ここに記してお礼申し上げます。

## 引用文献

- 保坂 亨. 2011. 日本の子ども虐待－戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析. 第2版. 福村出版.
- 厚生労働省 a (児童虐待の防止等に関する法律)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.htm> (2012/01/07)
- 厚生労働省 b (子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第8次報告概要)及び児童虐待相談対応件数等)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/8-2.pdf> (2013/05/20)
- Nguyen Thi Oanh. 2002. Historical development and characteristics of social work in today's Vietnam. *International Journal of Social Welfare*. No.11. pp.84-91
- 大阪府. 2011. 大阪子ども家庭白書. 大阪府子ども家庭センター
- Salomon, Lester M. & Sokolowski, S. Wojciech. 2004. *Global Civil Society: Dimensions of the Nonprofit Sector, Volume Two*, Kumarian Press, Inc. New York
- Sơ Lao Đông – Thương Binh – Xã Hội Thành Phố Hồ Chí Minh và Sơ Khoa Học - Công Nghệ Thành

- Phô Hồ Chí Minh. 2005. Tre em lang thang ở Thành Phố Hồ Chí Minh - Thực Trạng và Giải Pháp, Nhà Xuất Ban Lao Đông - Xã Hội, Hà Nội (ホーチミン市労働・傷病兵・社会局およびホーチミン市科学工芸局. 2005. ホーチミン市のストリートチルドレン—実情と解決策. 労働社会出版社. ハノイ)
- Terre des Hommes Foundation. 2004. A Study on Street Children in Ho Chi Minh City. National Political Publisher. Hanoi
- 吉井美知子. 2008. ベトナムのストリートチルドレン問題に関する政府の対応と NGO の可能性. Nonprofit Review. Vol.8. No.2. 日本 NPO 学会. pp.59-71
- 吉井美知子. 2009. 立ち上がるベトナムの市民と NGO —ストリートチルドレンのケア活動から— . 明石書店
- 吉井美知子. 2010. ベトナムにおける NGO 活動にかかわる政府からの抑制に関する考察—ホーチミン市のストリートチルドレンのケア活動を事例に. 日本ボランティア学会 2009 年度学会誌. 奈良. pp.111-135
- 吉井美知子. 2012. 日本の子ども虐待問題をめぐる政府の対応と市民社会の可能性—大阪フィールド調査とその考察— . 三重大学国際交流センター紀要. 第 7 号. pp.75-92

*Abstract*

**From street children in Vietnam to child abuse in Japan**  
— The role of civil society in resolving children related problems —

In Vietnam, street children problem is considered as one of the most serious social problems. On the other hand, Japanese main children related problem is child abuse.

In this study, I aim to highlight the role of the civil society in both countries, owing to know how it could contribute to resolve these respective children related problems and therefore, the difference of political regime of two different states will be taken into consideration.

The research fields were fixed at Ho Chi Minh City and Osaka. Both states run organizations and NGOs specialized in care of children in these two cities were visited and investigated.

Vietnam is a socialist state of one party rule. The activities of civil society are dully limited by state. However, its civil society contributed to resolve SC problem in introducing the notion of social work and right of the child, importing new care technics and pushing government to liberalize civil society activities.

On the contrary, in Japan, where the citizens have full right to conduct NPO activities, the activists are intensely engaged to run after the children needs and very few of them try to advocate government policy for child abuse.

Japanese civil society should take profit of its freedom of association and expression, follow the model of Vietnamese civil society and advocate to government with a stronger political power.

Key Words : Vietnam, street children, child abuse, civil society, advocacy